

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成20年1月25日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら・サンクス西松園店 盛岡市西松園一丁目1番15号ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社中央住宅産業
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社しまむら
 - イ 株式会社サークルKサンクス
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年9月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,430平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 72台
 - イ 出入口 2箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 42台
- (8) 荷さばき施設の面積 164平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 21立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社しまむら
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後8時
 - イ 株式会社サークルKサンクス
 - (ア) 開店時刻 午前0時
 - (イ) 閉店時刻 午後12時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 駐車場1 午前9時30分から午後8時30分まで
 - イ 駐車場2 午前0時から午後12時まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前0時から午後12時まで

2 届出年月日 平成20年1月11日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所